
第 1 2 章 懲 罰

第 1 節 総 則

第 1 9 6 条〔懲罰の対象者〕

本協会は、本協会に加盟または登録する団体（加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟、Ｊリーグおよび準加盟チーム、以下本章において「加盟団体」という）ならびに個人（選手、監督、コーチ、審判および役職員その他の関係者、以下本章において「選手等」という）に対し、本章の定めるところにより、懲罰を科することができる。

第 1 9 7 条〔懲罰の種類〕

- ① 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
 - (1) 警 告
主審が試合中に競技者に対し、競技規則に基づきイエローカードを示す
 - (2) 退場・退席
主審が試合中に競技者（退場の場合）または監督その他の関係者（退席の場合）に対し、試合中にフィールドおよびその周辺から立ち去るように命じる
 - (3) 戒 告
口頭をもって戒める
 - (4) 譴 責
始末書を取り、将来を戒める
 - (5) 罰 金
一定の金額を本協会に納付させる
 - (6) 没 収
取得した不正な利益を剥奪し、本協会に帰属させる
 - (7) 賞の返還
賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
 - (8) 一定数、一定期間、無期限または永久的な公式試合の出場停止
一定数、一定期間、無期限または永久的に、公式試合について、フィールド、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止する
 - (9) 公的職務の一時的、無期限または永久的な停止・禁止・解任
本協会または加盟団体における一切の公的職務を一定期間、無期限または永久的に停止し、禁止し、または解任する
 - (10) 一定期間、無期限または永久的なサッカー関連活動の停止・禁止
サッカーに関する一切の活動を一定期間、無期限または永久的に停止または禁止する
 - (11) 除 名
本協会の登録を抹消する
- ② 加盟団体に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
 - (1) 戒 告
 - (2) 譴 責

- (3) 罰金
 - (4) 没収
 - (5) 賞の返還
 - (6) 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）
 - (7) 得点または勝ち点の減点または無効
 - (8) 得点を3対0として試合を没収（ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする）
 - (9) 観衆のいない試合の開催
 - (10) 中立地における試合の開催
 - (11) 一定数、一定期間、無期限または永久的な公式試合の出場停止
 - (12) 一定期間、無期限または永久的な公的業務の全部または一部の停止
 - (13) 下位ディビジョンへの降格
 - (14) 除名
- ③ 前2項各号の懲罰は、併科することができる。

第197条の2〔無期限の懲罰の解除〕

- ① 前条第1項第8号から第10号ならびに第2項第11号および第12号の懲罰のうち、無期限の懲罰を受けた個人または団体（以下個人、団体ともに「当事者」という）は、処分開始日から2年以上経過した後に、以下の手続により解除の申請を行なうことができる。
- (1) 当事者（団体の場合はその代表者）は、解除の嘆願書、活動状況報告書および反省文（以下「当事者申請書類」という）を次のいずれかの組織に提出する。なお、懲罰を受けたときに所属した組織（複数に属する場合はそのいずれか）に申請することを原則とするが、万が一その原則に添えない特段の事由がある場合はその旨を当事者申請書類に明記する。
 - 1. 都道府県サッカー協会
 - 2. 地域サッカー協会
 - 3. 第65条第2項各号に列挙する各種連盟
 - 4. Jリーグ
 - (2) 前号に基づき申請を受けた組織は、調査・審議の上、解除が適切・妥当と判断した場合、当該組織としての嘆願書を作成し、当事者申請書類を添付して本協会事務局に申請する。
 - (3) 本協会事務局は、懲罰案を起案した委員会（規律・フェアプレー委員会または裁定委員会のいずれか。以下「担当委員会」という）に前号の書類一式を回付する。
 - (4) 担当委員会の委員長または委員長から委嘱を受けた者は、当事者から事情を聞き、その聴聞結果を担当委員会にはかり解除の妥当性について審議する。
 - (5) 担当委員会が解除妥当と判断した場合、原則として担当委員会の直後に開催される本協会理事会で解除につき審議・決定する。
- ② 本協会理事会において解除が認められた当事者は、処分解除日として定められた日から復権する。なお、担当委員会または本協会理事会において解除が留保された場合、当事者は留保された原因が消失した後に、再度解除の申請を行なうことができる。

第198条〔選手等に対する罰金〕

- ① アマチュア選手等に対しては、罰金を科さないものとする。
- ② プロ選手等に対して罰金を科す場合は、次の基準による。
 - (1) Jリーグディビジョン1の場合、出場停止処分1試合あたり金10万円以下
 - (2) その他の場合、出場停止処分1試合あたり金5万円以下

第199条〔共犯等〕

他の者を教唆もしくは幫助し、または他の者と共謀してもしくは他の者を利用して違反行為を行わせた加盟団体または選手等には、自ら違反行為を行った場合に準じて懲罰を科するものとする。

第200条〔役員・監督等の加重〕

役員、監督その他の管理・監督関係者が違反行為を行った場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重して適用することができる。

第201条〔両罰規定〕

加盟団体に所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して懲罰を科するほか、その個人が所属する加盟団体に対しても懲罰を科することができる。ただし、その加盟団体に過失がなかったときは、この限りではない。

第202条〔罰金の合算〕

同時に複数の違反行為が罰金の対象となった場合には、各々について定められた罰金の合算額をもって、罰金の金額とする。

第203条〔違反行為の重複による加重〕

同種の違反行為を重ねて行った場合には、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重することができる。

第204条〔情状による軽減〕

- ① 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。
- ② 前条により懲罰を加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

第2節 調査・審議の手続

第205条〔調査・審議の手続〕

本協会、都道府県協会、各種連盟、Jリーグまたは公式競技会の規律・フェアプレー委員会（以下、本節においては単に「規律・フェアプレー委員会」という）および本協会の裁定委員会における懲罰の調査および審議の手続は、本節に定めるところによる。

第206条〔所管事項〕

- ① 競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰については、第3節の定めるところにより所管の規律・フェアプレー委員会が調査・審議を行う。
- ② 前項に定めるものを除く違反行為については第4節の定めるところにより本協会の裁定委員会が調査・審議を行う。

第207条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕

- ① 本協会は、都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟およびJリーグ（以

下、本条において「都道府県協会等」という)に対して、その所管する加盟団体または選手等に関する懲罰問題を本章の規定にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。

- ② 都道府県協会等は、前項に従って懲罰問題を処理するため、それぞれ規律・フェアプレー委員会を設置する。
- ③ 都道府県協会等の規律・フェアプレー委員会は、決定した懲罰の内容を、本協会に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する懲罰を科す場合には、懲罰案を本協会に通知し本協会の理事会が懲罰を決定・適用する。
 - (1) 6ヶ月以上の出場停止処分
 - (2) 罰金
 - (3) 没収
 - (4) 6ヶ月以上の公的職務の停止・禁止・解任
 - (5) 6ヶ月以上のサッカー関連活動の停止・禁止
 - (6) 下位ディビジョンへの降格
 - (7) 除名

第208条〔裁定委員会の手続の開始〕

本協会裁定委員会は、理事会の諮問または会長の申出があった場合に調査・審議を開始する。

第209条〔手続の非公開〕

規律・フェアプレー委員会および裁定委員会における懲罰の手続および記録は非公開とする。ただし、規律・フェアプレー委員会または裁定委員会は、手続の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

第210条〔聴聞〕

規律・フェアプレー委員会および裁定委員会は、原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、当事者の同意がある場合または対象者が事情聴取を拒否もしくは無断欠席した場合はこの限りではない。

第211条〔言語〕

- ① 規律・フェアプレー委員会および裁定委員会の手続および書面における言語は日本語を使用するものとする。
- ② 当事者または関係者が外国語を使用する場合には、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。

第212条〔代理人〕

弁護士および規律・フェアプレー委員会または裁定委員会が承認した者を除き、当事者の代理人となることができない。

第213条〔証拠の評価〕

- ① 懲罰の審議においては、主審・副審・第4の審判員・マッチコミッショナーおよび審判インストラクターの報告、当事者および目撃者の供述および文書、音声または画像の記録、専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。
- ② 審判およびマッチコミッショナーの報告書に含まれる事実は、正しいものと推定する。

第214条〔議決〕

規律・フェアプレー委員会および裁定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところとする。

第215条〔懲罰案の作成〕

規律・フェアプレー委員会および裁定委員会は、調査・審議の上、次の事項を記載した懲罰案を作成し、これを理事会に提出しなければならない。

- (1) 当事者の氏名（団体の場合は団体名および代表者名）ならびに住所
- (2) 代理人があるときは、その氏名および住所
- (3) 主文（判断の結論。効力発生日を含む。）
- (4) 判断の理由
- (5) 作成年月日

第216条〔裁定委員会の懲罰案の尊重〕

理事会は、裁定委員会の懲罰案を十分に尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。

第217条〔理事会の決定の最終的拘束力〕

理事会の懲罰に関する決定は最終的なものであり、全ての加盟団体および選手等はこれに拘束され、理事会の決定に関しては第13章に定めるCASへの不服申立の提起を除き裁判所その他の機関等に不服申立等をする事はできない。

第218条〔再審査請求〕

- ① 懲罰を受けた者は、十分な新たな反証を有する場合に限り、懲罰の当事者への通知後10日以内に、本協会裁定委員会に対して申立書および証拠を提出し、手数料10万円を納付して再審査を請求することができる。
- ② 再審査の手続は、上記の調査・審査の手続に準ずるものとし、再審査申立に対して出された理事会の決定は最終的なものとし、さらなる再審査を求める事はできないものとする。

第3節 競技および競技会における違反行為

第219条〔競技および競技会における違反行為〕

加盟団体または選手等の違反行為のうち、日本国内で実施される公式試合および公式競技会に関するものに対しては、本節の定めるところにより、所管の規律・フェアプレー委員会の調査・審議を経て懲罰を適用する。

第220条〔国外の競技会における違反行為〕

加盟団体または選手等が、国外で行われる競技会において違反行為を行った場合においても、本章の定めるところにより懲罰を科すことができる。

第221条〔公式競技会における懲罰〕

日本国内で実施される公式競技会においても、それぞれ規律・フェアプレー委員会を設置し、本章の規定に従い、その競技会に関する規律問題を処理しなければならない

い。この場合、第207条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕第2項および第3項を準用する。

第222条〔主審の下す懲罰〕

試合中は主審が懲罰の決定を下すものとし、その決定は最終的なものとする。

第223条〔警告〕

主審による警告処分の対象となる違反行為およびこれに対する懲罰は、別紙1『競技および競技会における懲罰基準』第1項のとおりとする。

第224条〔退場・退席〕

主審による退場・退席処分の対象となる違反行為およびこれに対する懲罰は、別紙1『競技および競技会における懲罰基準』第2項のとおりとする。

第225条〔その他の違反行為〕

競技および競技会における違反行為のうち前2条に定めるものを除く行為に対する懲罰は、別紙1『競技および競技会における懲罰基準』第3項以下のとおりとする。

第226条〔出場停止処分を繰り返した場合〕

同一競技会において繰り返し出場停止処分に相当する違反行為を行った場合、出場停止処分の原因が同一でなくとも、処分の件数に応じて出場停止試合数を加算し、罰金を科することができる。

第227条〔懲罰基準の運用細則〕

本協会の規律・フェアプレー委員会は、理事会の承認を得て、懲罰基準の運用に関する細則を定めることができる。

第4節 その他の違反行為

第228条〔裁定委員会の調査・審議〕

加盟団体または選手等の違反行為のうち、前節に定めるもの（競技および競技会における違反行為）を除くものに対しては、本節の定めるところにより、本協会裁定委員会または第207条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕所定の都道府県サッカー協会等の調査・審議を経て懲罰を適用する。

第229条〔違反行為〕

加盟団体または選手等が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、第197条〔懲罰の種類〕第1項各号（(1)号及び(2)号を除く）および第2項各号の懲罰を科す。

- (1) 本規程または本規程に付随する諸規程に違反したとき
- (2) 本協会の指示命令に従わなかったとき
- (3) 本協会、加盟団体または選手等の名誉または信用を毀損する行為を行ったとき
- (4) 本協会または加盟団体の秩序風紀を乱したとき
- (5) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
- (6) 加盟団体または選手等に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求しまたは約束したとき

- (7) 加盟団体または選手等が、方法のいかんを問わず、また直接・間接を問わず試合結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与した場合
- (8) 加盟団体または選手等が、脱税その他不正な経理を行った場合